

令和5年度第1回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：令和5年5月19日（月）午前10時30分～午前11時5分

場 所：生駒市役所 3階 302会議室

出席者：【委員】 九鬼委員長、八木委員、渡邊委員

【事務局】 川島総務部長、飯島総務課長、
葛葉総務課法制係長、金剛総務課係員

会議内容：

1 令和4年度第6回委員会会議録の確認

・意見なしにより承認

2 法令遵守推進制度の運用状況（令和5年1月～3月分）について

（事務局） 資料2で説明。今回は令和5年1月から3月までの3か月分で、個人から3件、公職者から16件、団体・法人から2件の計21件の要望等記録があり、不当要求行為が疑われるという報告が1件あった。

（委員） 年間通しての要望件数は91件ということで、ここ数年100件前後くらいですね。

（委員） 教育委員会、学校も条例の対象になっているが、令和2年度は1件のみであり、なかなか要望等記録があがってこないことが課題。

上下水道部の県域水道一体化の件については注視していきたい。

（委員） 都市整備部の件数が突出しているが、中でも開発行為に関する記録が多い。今後とも要望は続きそうか。

（事務局） 意見としては落ち着いてきているが、事業としてはこれから進んでいく。

（委員） No.76とNo.84は同じ方からの意見か。

（事務局） 別の方からの要望である。

（委員） 吉野川以北の市町村は県域水道一体化しようということで話がついているのか。

（事務局） 離脱している自治体もある。生駒市はコスト面でメリットがあるため加入する。

（委員） No.76の対応時間が約2時間と長く、社会的相当性を逸脱した不正な手段に該当するといわれてもおかしくないが、どのように判断をしたのか。

（事務局） 要望者は、政治団体の要望団体で、予算要求前に、現在課題になっていることをヒアリングして要求するということをしており、その一貫であるので、不当要求行為ではないと判断した。

（委員） No.77は長時間にわたる電話で、不当要求の可能性有りとしているが、その後、条例や施行規則に基づいた対応をされたのか。

（事務局） 苦情は、民間の工事に関する商工観光課に直接関係のない内容であり、以降同じ方からの連絡はないため、商工観光課として措置を講ずることは考えていないとのことであった。

（委員） このような場合に対応マニュアルなどはないのか。

（事務局） マニュアルはあるが、複数職員で対応をしていくと、同じ内容を繰り返し話されるということもあり、自然と時間が長くなっていくってしまう。

- (委員) No. 78 の要望者に対する回答内容で、「今後、法改正もあるため」とあるが、法改正は実際にあったのか。
- (事務局) これまで「生駒市個人情報保護条例」として、市で定めていたものが、法律に一本化されたことを記述している。
- (委員) No. 82 のオフィスについての要望について、不当要求ではないようだが、実際には要望者の要望通りにはなっていないと思うが、回答には納得されているのか。
- (事務局) レイアウトに決まりはなく、銀行のような形式にすると話がしにくいというデメリットもあるため、民間でも採用しているところは少ないようである。オフィス改革というのは、現在個人に与えられている机をフリーアドレスにするような方向で生駒市も動いていこうということで、まず総務課でモデル的に実施し、その後他課も変えていく段階になって、スペースがあれば可能かもしれない。総務課での実施は、10月頃を予定している。

3 その他

- ・ 次回の会議は、令和5年7月4日（火）午前10時30分から開催

〔配布資料〕

- 〔資料1〕 令和4年度第6回法令遵守委員会会議録(案)
- 〔資料2〕 法令遵守推進制度の運用状況表(令和4年度)
- 〔資料3〕 要望等記録一覧表（令和5年1月～3月分）
- 〔資料4〕 要望等記録票兼報告書（令和5年1月～3月分）
- 〔新聞記事〕